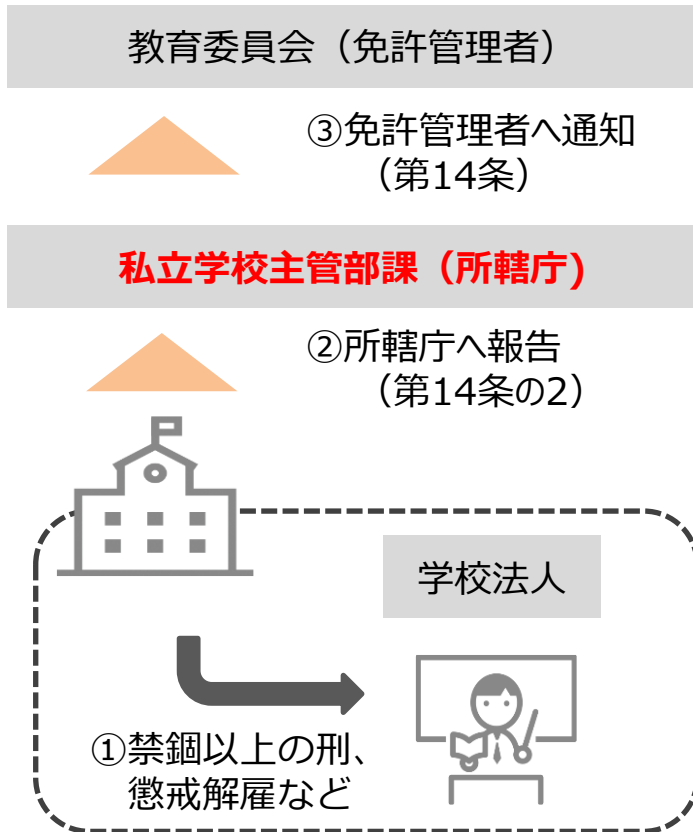


教育職員免許法に基づく私立学校における懲戒解雇の報告・通知について

1. 私立学校の教員に失効（禁錮以上の刑）・取上げ（懲戒解雇）の事由があるときは、**学校法人から私立学校担当課（所轄庁）への報告**と、**所轄庁から免許管理者への通知**が義務付けられています。（教育職員免許法第14条・第14条の2）。
2. 適格性のある教員の慎重な採用判断は、免許状の失効・取上げの処分や欠格期間中の不授与の厳格な運営により支えられています。各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人に対し、上記報告の確実な履行の周知と、教育委員会への上記通知の確実な履行をお願いします。

1. 教育職員免許法に基づく報告義務（既存スキーム）



2. 通知・報告義務の実施状況

○ 学校法人から所轄庁へ報告があった件数

※（ ）内は、所轄庁から免許管理者への通知件数

	H29	H30	R1	R2
禁錮以上の刑	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
暴力的破壊活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
懲戒免職相当	14 (14)	8 (8)	15* (13)	15 (14)
分限免職相当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	15 (15)	8 (8)	15 (13)	18 (17)

*うち2件は、学校法人からの報告が令和元年度末であったため、令和2年度に免許管理者へ通知

○ うち「わいせつ行為等」（独自に把握している11自治体）

	H29	H30	R1	R2
報告件数（計）	14	6	14	21
わいせつ行為	10	6	11	13
うち児童生徒わいせつ	9	4	8	8

[出典：令和3年度調査に基づいて作成]